

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市安佐北区大林町字人甲6番1

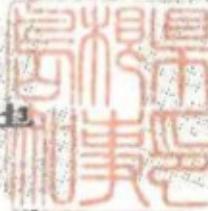
名 称 株式会社 山陽レック

代表取締役 長橋義孝

優良

廃棄物の処理及び消滅に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 丸山達也



許可の年月日 平成30年6月7日

許可の有効年月日 令和7年6月6日

禁複写

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油(廃油、潤滑油、重油等)、1,1,2-トリクロロエチレン、クロロブチル樹脂等、1,1-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、

1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、キーボードクロロベンゼン、1,1-ジクロロエチレン等により有害なものに該する。)

廃酸(濃度が2.0以下のもの又は、標定式その化合物、カドミウム等の化物を含むもの化合物、有機酸化合物、六價クロム等、過剰式その化合物、ジアルミニウム

トリクロロエチレン、クロロメチルエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタ

ン、1,3-ジクロロベンゼン、モラム、ジアリ、チオカルボン酸、セビテスの化合物、トノイオクサン、ダイオキシン類を含むものに該する。)

廃アルカリ(濃度が12.5以上あるもの、標定式その化合物を除くものに該するもの化合物、無機酸、無機塩、有機酸、有機塩又はその化合物、

ナフタリン、アクリロニトリル、クロロエチレン、四塩基性アルカリ、1,1-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、

1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チオカルボン酸、セビテスの化合物、1,1-ジクロロエチレン等により有害なものに該する。)

廃水銀等

鉛さい(標定式その化合物、カドミウム等の化合物、銅等の化合物等により有害なものを含む、並びにその化合物、セビテスの化合物を含むものに該する。)

廃石綿等

燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛等の化合物、銅等の化合物、銅等の化合物、セビテスの化合物、ダイオキシン類を含むものに該する。)

ばいじん(カドミウム又はその化合物、カドミウム又はその化合物、銅等の化合物、銅等の化合物、セビテスの化合物、セレノン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに該する。)

汚泥(標定式その化合物、カドミウム又はその化合物、銅等の化合物、銅等の化合物、セビテスの化合物、セレノン又はその化合物、1,4-ジオキサン、テトラクロロエチレン、

1,4-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエチレン、1,3-ジクロロベン

ゼン、モラム、シアン、チオカルボン酸、ベンゼン、セレノン又はその化合物、1,1-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに該する。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成5年6月7日新規許可
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加により平成7年3月31日変更許可
- (3) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加により平成30年5月28日変更許可、同日更新許可
- (4) 代表者の変更により令和7年3月28日書換交付

5. 積替え許可の有無 有

松江市の区域に係る積替え許可無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

無